

鹿児島県事業継続月次支援金交付規程

(趣旨)

第1条 鹿児島県事業継続月次支援金給付事業事務局(以下「事務局」という。)は、まん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等(以下「中小法人等」という。)及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える鹿児島県事業継続月次支援金(以下「支援金」という。)を予算の定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付規程において、支援金とは、次に各号に定めるものをいう。

- (1) まん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少した中小法人等及び個人事業者に対して、交付するもの
- (2) まん延防止等重点措置区域内における酒類提供停止要請に伴い、酒類の提供を停止する同措置区域内の飲食店と取引のある酒類販売事業者に対して、国が支給する月次支援金又は前号の上限額等に加算して交付する(以下「酒類販売事業者への上乗せ」という。)もの

2 この交付規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業収入 中小法人等においては、確定申告書(法人税法第2条第1項31号に規定する確定申告書)別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものを、個人事業者においては、確定申告書(所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書)第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものをいう。
- (2) 対象期間 令和3年8月から令和3年9月までをいう。
- (3) 対象月 対象期間において、国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、前年又は前々年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月をいう。ただし、酒類販売事業者への上乗せにおいては、30パーセント以上減少した月をいう。
- (4) 基準月 前年又は前々年における対象月と同じ月をいう。
- (5) 対象者 次のア～オのすべての要件を満たす事業者をいう。ただし、支援金の交付は、同一の対象月に対して一度に限るものとする。

ア 鹿児島県内に本店若しくは主たる事務所を有する中小法人等又は確定申告書における納税地を鹿児島県内にしている若しくは主たる事業所を鹿児島県内に有する個人事業者であり、中小法人等の場合は、次に掲

げる要件を満たすこと。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること

(ア) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

(イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

イ 対象期間において、対象月が存在すること

ウ 令和3年7月31日以前から事業により収入を得ており、今後も事業継続する意思があること

エ 酒類販売事業者への上乗せにおいては、次のすべての要件を満たすこと

(ア) 酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者であること

(イ) まん延防止等重点措置の措置区域内において、酒類の提供停止要請に応じた飲食店と直接又は間接の取引があること

(ウ) 対象月の事業収入が基準月の事業収入と比較して、50パーセント以上減少している場合、同月を対象とした国の月次支援金を受給していること

オ 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと

(ア) 鹿児島県が令和3年8月9日から9月30日までの間に行った営業時間短縮要請の対象である店舗又は施設を有する者

(イ) 対象月と同月を対象とした国の月次支援金を受給した者（今後受給する者も含む）（酒類販売事業者への上乗せを申請する場合を除く）

(ウ) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る第2条第13項第2号に規定する接客業務受託営業を行う者

(オ) 政治団体

(カ) 宗教上の組織又は団体

(キ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であると認められる者

(ケ) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定す

- る暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められる者
- (コ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者
 - (カ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係有していると認められる者
 - (ケ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められる者
 - (コ) (ク)から(ケ)までに掲げる者の依頼を受けて補助金の交付を受けようとする者
 - (カ) (ア)から(イ)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (8) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者(以下「法人役員等」という。)、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者をいう。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、対象月ごとに中小法人等は10万円を超えない範囲で、個人事業者は5万円を超えない範囲のものとする。

- 2 酒類販売事業者への上乗せにおける支援金の加算額は、別表1に定める額を超えない範囲のものとする。
- 3 支援金の額は、別表2に定める方法で算出したものとする。

(支援金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書(以下「申請書」という。)は、鹿児島県事業継続月次支援金交付申請書兼請求書(別記様式1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10)によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 申請書類送付状

- (2) 誓約書（別記様式2）
 - (3) その他事務局が必要と認める書類
- 3 申請書の提出期限は、令和3年12月10日とし、その提出部数は1部とする。

（支援金の交付の決定及び確定の通知）

- 第5条 事務局は、規則第3条の申請書を受領した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記様式3）により通知するものとする。
- 2 事務局は、申請書類の内容を審査し、支援金を交付すべきではないものと決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記様式4）により、申請者に通知する。

（支援金の交付）

- 第6条 この補助金は、第5条に規定する補助金の額の確定後、第4条第1項に規定する様式により交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第7条 支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき
 - (2) この交付規程の規定に違反したとき
 - (3) その他事務局又は県が不相当と認めたとき
- 2 事務局は、前項の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（創業・新規開業特例）

- 第8条 平成31年1月から令和2年12月までの間に設立又は開業した事業者で、対象期間において、ひと月の事業収入が開業した月から同年12月までの月平均の事業収入と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少した月がある者（ただし、酒類販売事業者への上乗せにおいては、30パーセント以上減少した月がある者）は、第2条第2項(5)のア及びウ、エ、オの要件を満たしていれば、当該月を対象月とみなし、支援金の交付申請をすることができるものとする。
- 2 支援金の交付を受けようとする前項の事業者は、第4条に準じて交付申請をしなければならない。ただし、第4条に定める申請書類のうち、申請書は、平成31年1月から令和元年12月までに開業した個人事業者は別記様式1-2、平成31年1月から令和元年12月までに設立した中小法人等は別記様式1-7により申請するものとし、令和2年1月から令和2年12月までに開業した個人事業者は別記様式1-3、令和2年1月から令和2年12月までに設立した中小法人等は別記様式1-8により申請するものとする。
- 3 前項により申請した者における支援金の額は、別表3に定める方法で算出

したものとする。

- 4 令和2年1月から令和2年12月までの間に設立又は開業した事業者のうち当該期間に事業収入を得ておらず、令和3年1月から7月の間に事業収入を得ている者で、対象期間において、ひと月の収入が令和3年1月から7月までの月平均の事業収入より30パーセント以上50パーセント未満減少した月がある者（ただし、酒類販売事業者への上乗せにおいては、30パーセント以上減少した月がある者）は、第2条第2項(5)のア及びウ、エ、オの要件を満たしていれば、当該月を対象月とみなし、支援金の交付申請をすることができるものとする。
- 5 支援金の交付を受けようとする前項の事業者は、第4条に準じて交付申請をしなければならない。ただし、第4条に定める申請書類のうち、申請書は、個人事業者は別記様式1-4、中小法人等は別記様式1-9により申請するものとする。
- 6 前項により申請した者における支援金の額は、別表4に定める方法で算出したものとする。
- 7 令和3年1月から令和3年7月までの間に設立又は開業した事業者で対象期間のいずれかの月の事業収入が設立又は開業した月から令和3年7月までの月平均より30パーセント以上50パーセント未満減少した者（ただし、酒類販売事業者への上乗せにおいては、30パーセント以上減少した月がある者）は、第2条第2項(5)のア及びウ、エ、オの要件を満たしていれば、当該月を対象月とみなし、支援金の交付申請をすることができるものとする。
- 8 支援金の交付を受けようとする前項の事業者は、第4条に準じて交付申請をしなければならない。ただし、第4条に定める申請書類のうち、申請書は、個人事業者は別記様式1-5、中小法人等は別記様式1-10により申請するものとする。
- 9 前項により申請した者における支援金の額は、別表5に定める方法で算出したものとする。

（特定非営利活動法人及び公益法人等に対する特例）

第9条 申請者が公益法人等（法人税法別表第二に規定する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）は、令和元年8月及び9月、令和2年8月及び9月が属する年の年間収入がわかるもの及び令和3年8月及び9月の月間収入がわかるものを提出することにより、対象期間において、ひと月の事業収入が前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満（ただし、酒類販売事業者への上乗せにおいては、30パーセント以上）減少した月が存在することが証明することができるものは、当該月を対象月とみなし、支援金の交付を申請することができる。ただし、月次の収入を確認できない場合は、令和元年8月及び9月、令和2年8月及び9月が属する年の月平均と対象期間における各月の月間収入を比較することとする。

（雑則）

第10条 この交付規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この交付規程は、令和3年10月20日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象月の月間事業収入と基準月の月間事業収入を比較した減少率	中小法人等	個人事業者
90%以上減少	60万円／月	30万円／月
70%以上90%未満	40万円／月	20万円／月
50%以上70%未満	20万円／月	10万円／月
30%以上50%未満	10万円／月	5万円／月

別表2（第3条関係）

算定方法
交付額① = A - B A：基準月の月間事業収入 B：対象月の月間事業収入 <酒類販売事業者への上乗せ> 交付額 = A - B - C A：基準月の月間事業収入 B：対象月の月間事業収入 C：対象月と同月を対象とした国の月次支援金の給付額又は交付額①

別表3（第8条関係）

算定方法
交付額① = A ÷ M - B A：設立・開業した年の年間事業収入 M：設立・開業した月から設立・開業した年の12月31日までの月数 （設立・開業した月は操業日数に関わらず1か月とみなす） B：対象月の月間事業収入 <酒類販売事業者への上乗せ> 交付額 = A ÷ M - B - C A：設立・開業した年の年間事業収入 M：設立・開業した月から設立・開業した年の12月31日までの月数 （設立・開業した月は操業日数に関わらず1か月とみなす） B：対象月の月間事業収入 C：対象月と同月を対象とした国の月次支援金の給付額又は交付額①

別表 4（第 8 条関係）

算定方法
<p> $交付額① = A \div M - B$ A：令和 3 年 1 月から 7 月までの事業収入の合計 M：7 B：対象月の月間事業収入 </p> <p> <酒類販売事業者への上乗せ> $交付額 = A \div M - B - C$ A：令和 3 年 1 月から 7 月までの事業収入の合計 M：7 B：対象月の月間事業収入 C：対象月と同月を対象とした国の月次支援金の給付額又は交付額① </p>

別表 5（第 8 条関係）

算定方法
<p> $交付額① = A \div M - B$ A：設立・開業から令和 3 年 7 月までの事業収入の合計 M：設立・開業から令和 3 年 7 月までの月数 （設立・開業した月は操業日数に関わらず 1 か月とみなす） B：対象月の月間事業収入 </p> <p> <酒類販売事業者への上乗せ> $交付額 = A \div M - B - C$ A：設立・開業から令和 3 年 7 月までの事業収入の合計 M：設立・開業から令和 3 年 7 月までの月数 （設立・開業した月は操業日数に関わらず 1 か月とみなす） B：対象月の月間事業収入 C：対象月と同月を対象とした国の月次支援金の給付額又は交付額① </p>